

事務連絡
令和4年3月23日

各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管部課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各大学共同利用機関法人担当課
各文部科学省施設等機関担当課
各文部科学省特別の機関担当課
各文部科学省独立行政法人担当課
各文部科学省国立研究開発法人担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課
公立学校共済組合担当課

御中

文部科学省大臣官房総務課広報室

公益通報者保護法の改正及び説明会の開催について（周知）

日頃より、文部科学行政の推進に御理解、御協力を賜りありがとうございます。
令和2年6月に公布された公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）については、令和4年6月1日の施行を予定しています。また、これに伴い、公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人）がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号）が定められたところです。

今般の改正内容には、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）の義務付け（従業員数300人以下の場合は努力義務）等が含まれておりますので、参考1～4及び消費者庁のホームページ等も参考に、適切に対応いただくようお願いします。

また、本件に関して理解を深めるためのオンライン説明会を実施します。詳細は別添のとおりとなりますので、御受講いただきますようお願いいたします。

なお、文部科学大臣所轄学校法人担当課、大学を設置する学校設置会社担当課におかれてはその設置する学校に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

【別添資料】

改正公益通報者保護法に関する説明会（オンライン）の開催について

【参考】※消費者庁ホームページへリンク

参考1：公益通報者保護法の一部を改正する法律

- ・ 概要：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0001.pdf
- ・ 要綱：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0002.pdf
- ・ 法律：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0003.pdf
- ・ 新旧対照条文：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0004.pdf

参考2：公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf

参考3：公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf

参考4：改正法Q&A

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210826_0001.pdf

本件連絡先
文部科学省大臣官房総務課広報室
事業第二係
電話：03-5253-4111（内線2168, 3604）
メール：somukou@mext.go.jp

改正公益通報者保護法に関する説明会（オンライン）の開催について

1. 目的

令和2年6月に公布された「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の施行（令和4年6月1日予定）に先立ち、事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人）に新たに課されることとなる内部公益通報対応体制の整備義務など、改正法の内容について御説明するため、標記の説明会を開催いたします。

本説明会では、消費者庁より講師をお招きし、改正法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づく事業者が取るべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日告示）及び「公益通報者保護法に基づく指針の解説」（令和3年10月13日公表）の内容について御説明するほか、事前に参加予定者から受け付けた御質問にも一部言及する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、オンラインでの開催といたします。

2. 概要

- (1) 対象：国公立大学法人、学校法人、大学を設置する学校設置会社、大学共同利用機関法人、文部科学省が所管する独立行政法人 等（特に、コンプライアンス部門の担当者）
- (2) 定員：①リアルタイム受講：500名（アカウント）程度
※1機関1アカウントまでの登録をお願いします。
②後日配信受講：人数制限なし
- (3) 日時：①リアルタイム受講：令和4年4月22日（金）14:00～16:00
②後日配信受講：上記開催後、動画視聴URLを送付予定。
- (4) 形式：オンライン配信（①リアルタイム受講：zoom、②後日配信受講：YouTubeによる限定配信）

3. 申込方法・受付期間

- (1) リアルタイム受講：
 - ①下記フォームより申し込みをお願いします（1機関1アカウントまで）。
URL：https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJKjbwPnpL_kYofPUA0VMscH2LJKfb1RUQ0FQRzNQNExYRjdPTVdCVV

[E5UkwzWUNORS4u](#)

②受付期間：令和4年4月11日（月）の16時まで

- ・リアルタイム受講の参加申込みの受付は、原則として先着順とし、定員に達した場合はその段階で締め切ります。それ以降にお申し込みの方は後日配信で御受講いただきますようお願いいたします。
- ・申込み受付後、4月20日（水）までに参加用URLをお送りいたします。

(2) 後日配信受講：申し込み不要。4月25日以降、全機関宛てに視聴用URLをお送りします。配信準備にある程度日数を要する場合がありますので予めご了承ください。

4. その他

- ・参加費は無料です。
- ・参加時、参加者のマイクやカメラは自動的にオフとなります。
- ・オンライン説明会のURL等の案内の送付を除き、参加申込みをされた方には特に連絡はいたしません。
- ・頂いた個人情報は、必要な範囲で消費者庁及び消費者庁が委託した事業者も保有することになりますが、本説明会の開催運営の目的以外には使用いたしません。また、説明会の開催運営が終わった後は消去いたします。
- ・事業者の取組を促進・支援する方策等を検討する際の参考資料とするため、リアルタイム受講者の方に関しては、公益通報者保護制度に関する取組の現状や今後の予定等に関するアンケートを実施する予定ですので、御協力をお願いいたします。
- ・説明会の内容の撮影及び録音は御遠慮ください。
- ・説明会の内容を記録する目的及び後日配信の目的で、オンライン説明会を録音・録画しますので予め御了承ください。

以上

本件連絡先
文部科学省大臣官房総務課広報室
事業第二係
電話：03-5253-4111（内線 2168, 3604）
メール：somukou@mext. go. jp